

平成 22 年 1 月 28 日
社団法人 日本水道協会

新基準水道メータへの移行時期（案）

経済産業省令である特定計量器検定検査規則の附則第 2 条及び第 11 条により、従来基準で型式承認を受けた水道メータの製造及び検定申請の期限は、いずれも平成 23 年 3 月 31 日までと定められている。

このことを受け、日本水道協会では、水道事業者が現在考えている移行時期を調査するとともに、新基準で型式承認を受けた水道メータ製造業者（9 社）に対して生産体制等の調査を行った。

1. 水道事業者の移行時期調査結果

対象者：本検討会委員の水道事業者（13 事業者）

時期：平成 21 年 12 月末～平成 22 年 1 月初め

結果：以下に記載

平成 22 年 12 月～平成 23 年 3 月 ... 4 事業者（予定を含む）

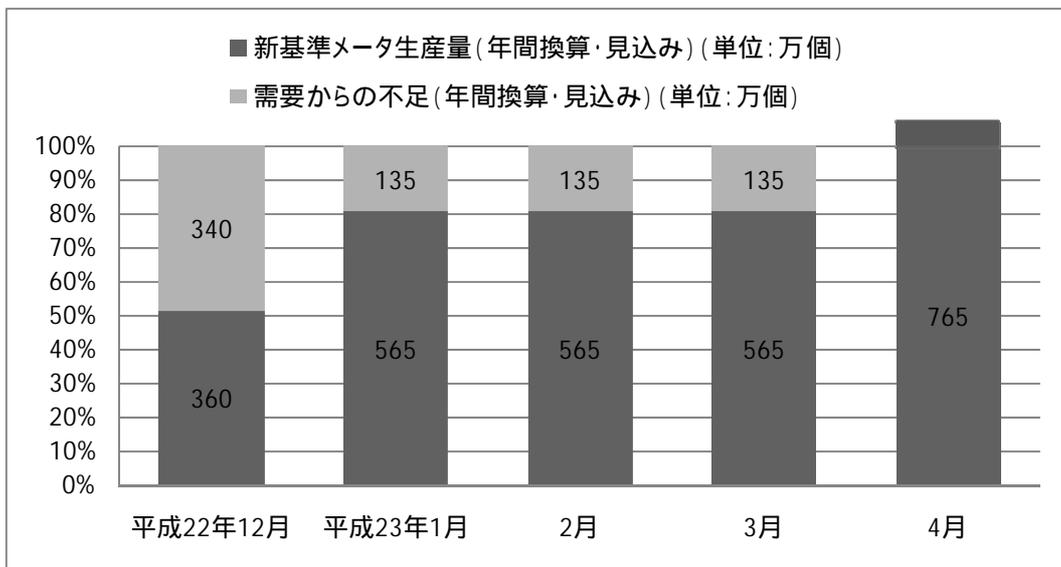
平成 23 年 4 月以降 ... 9 事業者（予定を含む）

2. 水道メータ製造業者の生産体制調査結果

一般に使用される機械式水道メータの年間生産量比率見込みを下図に示す。

早い業者は平成 22 年 10 月から新基準水道メータの製造を開始し、平成 23 年 1 月には年間需要量（700 万個/年）の 8 割程度の生産体制が確保され、4 月には需要量に見合う生産体制は確保される。

なお、調査では、9 社中 7 社が平成 23 年 3 月まで従来基準水道メータを製造すると回答している。



3. まとめ

上記の調査結果から、新基準水道メータへの移行時期は、平成 23 年 1 月以降順次移行していくことが望ましい。